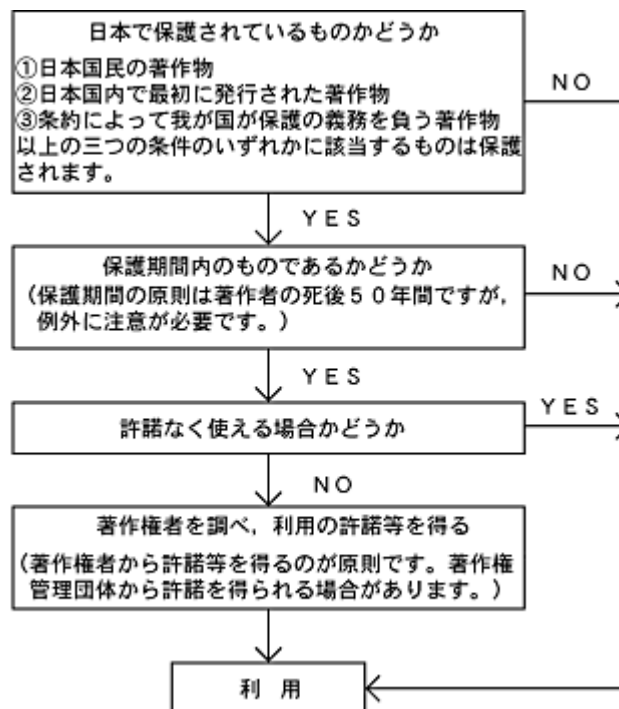


＜著作権の確認＞

事業に使用するデータに、外部から得た資料・文言・写真・イラスト・音楽などの著作物を用いる場合には、必ず許諾等について確認してください。

〔著作物を使用する場合の手順〕

著作物を利用する場合は、著作権者の許諾等が必要です。許諾等が必要かどうかについては、次の手順にしたがって調べてください。



他人の著作物は、著作権が制限を受けている場合のほか、原則として、著作権者に無断で利用することはできません。何らかの形で、法的に利用の権限を取得することが必要です。他人の著作物を利用する方法としては、次の四つの方法があります。

- (1) 著作権者から著作物の利用について許諾を受ける。
- (2) 出版権の設定を受ける。
- (3) 著作権の譲渡を受ける。
- (4) 文化庁長官の裁定を受ける。

【引用元】文化庁 「著作物の正しい利用方法」より

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/riyohoho.html>

＜肖像権への注意＞

資料や広告宣伝物、SNS 等に使用する写真が自団体で撮影したものであっても、写真に団体とは関係ない人物が映っている場合、肖像権の侵害に当たらないか確認してください。

[肖像権の侵害にならないために行いたいこと]

- 被写体の同意を得る
- 人物を特定できない写真を選ぶ
- 人物を特定できないよう加工する

＜情報漏洩への注意＞

資料や広告宣伝物、SNS 等に使用する写真に機密情報、公開できない資料などが映りこんでいないか確認してください。

＜個人情報の取り扱いに関する注意＞

事業で参加者の個人情報を得る場合は、利用目的を明らかにし、同意を得た上で取得し、目的外に利用しないでください。

また、個人情報の扱いについては団体内で共有し、厳格に管理してください。

[漏洩事故にご注意ください～原因になりやすい事例～]

- 情報を保存している媒体（手帳、USB メモリなど）の盗難・紛失
- メール誤送信（一斉送信は BCC を利用／返信時の送信欄確認）
- 情報保存媒体へのコンピューターウィルス感染
- 写真への情報の映り込み など

＜安全対策に関する注意＞

事業実施に関する一切の責任については、団体が負うことになります。**傷害保険へ加入し、安全対策に十分配慮した上で実施してください。**

簡易的なボランティア保険には、活動中、参加者に怪我を負わせた場合に発生する賠償責任に対応していないものがあります。契約内容や補償の範囲を必ずご確認ください。